

検定試験の自己評価シート

自己評価実施日 2025年9月17日

検定事業者名：公益財団法人 日本漢字能力検定協会

検定試験名：BJTビジネス日本語能力テスト(BJT)

【4段階評価の目安】

A：達成されている B：ほぼ達成されている C：やや不十分である D：不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
I 検定試験の実施主体に関する事項	【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受験者や活用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。				
	①組織・財務	1	《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。 社会生活に必要な日本語・漢字の能力を高め、広く日本語・漢字に対する尊重の念と認識を高めるため、以下に掲げる事業を行い、我が国における生涯学習の振興を通じて日本文化の発展に寄与することを目的とする。 【事業】 (1)日本語・漢字に関する普及啓発・支援 (2)日本語・漢字に関する調査及び研究 (3)日本語・漢字に関する能力育成 (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業 【定款】 https://www.kanken.or.jp/outline/info.html 【BJTビジネス日本語能力テスト】 企業の国際化支援と外国人ビジネスパーソンの日本語学習支援を目的とする。	A	PDCAサイクルに基づき定期的に改善を図っている。
		2	《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制（役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等）が適切に構成されているか。 検定事業実施体制 ■役職員体制 役職員の権限・職務は「責任権限規程」「職務分掌」等に明確に定めており、適正な人員配置を行い検定事業に取り組んでいる。 ■事務処理体制 円滑な検定試験の運営のため、担当部門および担当者を配置し、適切に事務処理が行われる体制を整えている。 ■危機管理体制 「リスク管理規程」「リスク管理マニュアル」を定め、リスク管理委員会によりリスク発生の防止を行うとともに、発生した場合に影響を極小化するための体制を整えている。 ■内部チェック体制 検定試験の作問については、過去のデータに基づきIRT（項目応答理論）分析が行われ、テスト分析の専門家監修による承認会議で検討された問題で構成している。その他各業務についても、部門長会議、経営会議、理事会等にてチェックしている。また経営会議、理事会は、毎回監事、顧問も出席し、意見・指摘等を受けることもありチェック機能が働いている。また、内部監査部門による業務監査を行う体制も整えている。 □その他（		

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
I 検定試験の実施主体に関する事項	① 組織・財務	4	《検定実施主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。 ■受けている(■内部監査、■外部監査、□その他) (内部監査部門による定期監査、監事による監査および外部監査法人による定期監査を受けている) □受けていない(理由:)	A	
		5	《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。 □区分が明確である。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 ■その他の事業を行っていない。 (公益事業の一環としての検定事業活動の為、区分経理を行っていない。ただし、内部資料として活動区分ごとに会計を明確にしている)	A	
		6	○その他の特記事項等。	—	
	② 情報公開、個人情報	7	《検定試験に関する情報公開》 ○受験者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。 当法人ホームページならびにパンフレット等において実施主体に関する情報や検定試験に関する情報を公開している。 https://www.kanken.or.jp/ https://www.kanken.or.jp/bjt/	A	2005年4月にプライバシーマークを取得後、11回目の付与適格が決定し、運用を継続している。 今後も受験者にとって必要な情報を提供していくとともに、個人情報の保護を徹底していく。
		8	《個人情報保護》 ○受験者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。 個人情報保護方針を定め、ホームページ上で公開している。職員研修も毎年行っており、プライバシーマークの認定も得ている。 情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」を設け、適切に対処している。	A	
		9	○その他の特記事項等。	—	
	③ 事業の改善に向けた取組	10	《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。 事業計画(検定実施計画)に則って実行できているか否かを年度途中(半期ごと)にチェックし、部門長会議等において確認、朝礼にて全職員に共有している。 毎月2回経営会議も開催し、各部門からの案件(審議・報告)をPDCAサイクルに基づき組織的・継続的に改善を行っている。 また、受験者や受験団体からの問い合わせや意見は全てデータベースにて管理し、必要に応じて担当部門から関連部門へ共有し改善に繋げている。 検定試験の自己評価シートについては、毎年度、更新のうえホームページにて公開している。	A	受験者を取り巻く環境の変化に対応していく。
		11	《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。 社会環境の変化や教育行政施策の変更について常に情報収集をはかるとともに、職員が直接学校等へ赴き、現場教員や受験者の声を聞いた上で当法人の施策に反映することを重視している。 一例として、技術の発展により、2017年4月からコンピューターを使った方式(CBT)に全面的に移行している。さらに在宅受験を可能とするインターネット上での試験方式(IBT)併用も検討している。	A	
		12	○その他の特記事項等。	—	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	【評価の視点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受験手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。					
	① 受験手続等	13	《検定試験の概要》 ○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受験資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	測定する能力・レベル等をホームページやパンフレット等で明確にしている。 BJTは、受験者が受験時期にどの程度のビジネス日本語能力を持っているかを測る「能力テスト」であり、スコアはIRT(項目応答理論)に基づいて統計処理されている。0～800点のスコア形式でビジネス日本語能力を示す。また、能力の目安として、スコアに応じたレベル(J5～J1+)を設定している。 https://www.kanken.or.jp/bjt/leader/feature.html	A	受験の目安として利用されるように、ホームページ、パンフレット等を通じてわかりやすい内容の情報提供を行っていく。
		14 該	《受験資格》 【受験資格を制限する試験の場合】 ○年齢や事前の講座受講の有無等によって受験資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	非該当	—	
		15	《受験手続・スケジュール等》 ○試験の実施規則・要項等において、受験手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	受験手続・スケジュールはホームページ等で公開している。なお、全面的にCBT化しており、受験者は自身の都合にあわせていつでも申し込み、受験できるようになっている。今後はIBTにより、在宅受験も選択できるよう検討している。	A	
		16	《問い合わせ先の設置》 ○受験者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	ホームページや各種パンフレットにおいて問い合わせ先を公開している。 ■受験手続に関する問い合わせ窓口 (フリーコール 0120-509-315 無料) ※月～金 9:00～17:00 祝日・お盆・年末年始を除く (メールフォームhttps://www.kanken.or.jp/bjt/contact/) ■試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 (上記に同じ)	A	
		17	《受験料》 ○受験料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	テストを安定的・継続的に運営するため、短期的な受験者の増減に左右されないよう、必要な資金、将来的な改善や研究開発計画に見込まれる資金等を考慮しつつ、学校・受験者の負担も考慮しながらできる限り低廉な受験料となるよう毎年検討している。	A	
		18	《障がい者への配慮》 ○障がい者が受験する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	医療器具・補助具等の試験室への持ち込みや、朗読者、試験時間の延長措置など、受験者の方々の医療上の必要性に応じて、事前申請をしていただいたうえで例外的な環境での受験を提供している。また、一部の医療器具・補助具・医薬品等は、事前承認の必要がなくても、試験当日に試験監督員の確認を受けることで持ち込みを可能としている。	A	
		19	《多くの受験者が簡便・公平に受験できるための配慮》 ○より多くの受験者が、簡便、かつ、公平に受験できるような配慮が行われているか。	インターネットやカスタマーサービス(電話)による申込を受け付けている。外国人でも理解しやすいよう、申込方法などの案内を多言語化(日本語、英語、中国語[簡体字・繁体字]、韓国語)している。 全面的にCBT化しており、受験者が都合のよい検定日を選択できる体制となっている※。 ※各地のテストセンターの開設日や座席数により、希望する日時に受験できない場合もある。 ※IBTによる在宅受験も検討している。	A	
		20	○その他の特記事項等。		—	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	②試験実施	21	《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	過去のデータに基づきIRT(項目応答理論)分析され、テスト分析の専門家監修の承認会議で検討された問題でテストを構成している。また答案はCBT方式により即時にIRTによる統計処理で数値化され、採点される。	A	受験問題の質、受験実施の公平・公正は担保され、厳正な試験実施ができています。引き続き改善改良に取り組む。
		22	《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。	職員および関係者には秘密保持義務を課しており、職員内でも情報へのアクセス制限を設けており、担当部門以外からのアクセスを遮断している。なお、CBTシステムの委託会社についても、厳重なセキュリティレベルを担保できることを条件とし、価格のみで選定・委託していない。 会場への記録媒体の持ち込みは一切禁止、問題・標準解答は受験後であっても渡しておらず、問題等が漏洩しないよう管理している。	A	
		23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	協会本部に各テストセンターを統括する責任者を配置し、各テストセンターについても、外部に委託し、会場責任者を配置している。	A	
		24	《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	試験監督員試験を用意し、試験に合格することが試験監督者の条件としている。この試験により共通理解を図っている。	A	
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。	非該当	—	
		26	《受験者の本人確認》 ○受験者の本人確認は、顔写真を添付した受験票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	受験日当日に「本人確認書類(パスポート・学生証・在留カード等)」を提示いただき、会場責任者が申込者情報と照合することで、本人確認を行っている。また、検定日当日に受験者の顔写真を撮影し、成績認定証に表示している。	A	
		27	《不正行為等への対応策》 ○受験者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	試験室に入室する前に、私物は全てロッカー等に保管させている。テストセンターの支給するホワイトボードとペンのみ持ち込みを許可し、カンニングが困難な環境を提供している。また、認定試験に合格した試験監督員が直接またはビデオカメラを通して監視を行っている。 試験監督員の責務は、全て試験監督員試験に網羅されている。	A	
		28	《天災等のトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受験の容認など、受験機会の確保について配慮されているか。	天災や交通機関の遅延があった場合には、試験日時の振り替えなど、受験機会の確保に努めている。	A	
		29	○その他の特記事項等。		—	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	③ 学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	30 該	《受験機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○受験機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	CBT方式により、受験者の都合に合わせて受験できる仕組みとなっている。 また、IBTによる在宅受験も検討している。	A	CBT受験のため、受験者の都合に合わせて受験できる仕組みとなっている。
		31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。	外国人の入国審査における留学の資格認定資料として活用されている。また、高度人材に対するポイント制において、480点以上を取得したものが15ポイント、400点以上取得したものが10ポイント付与の対象となっている。 「在留資格認定証明書交付申請」に日本語能力の証明としてBJTスコアを記載できる(300点以上でJLPTのN5相当以上)。 「留学生の就職支援に係る『特定活動』の要件(本邦大学卒業者)」に認定されている(480点以上でJLPTのN1と同等評価)。 さらに、大学・専門学校・日本語学校では学習到達目標や就職支援の一環として、国内外の企業においては採用・昇進試験の指標として活用されている。	A	
		32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	IRT(項目応答理論)に基づき統計分析を行い、同じ能力を持つ受験者は同じスコアが出るように設計されている。	A	
		33 該	○その他の特記事項等。		—	
	④ コンピューターを使って行う検定試験	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワード等で本人確認が行われているか。	受験日当日に「本人確認書類(パスポート・学生証・在留カード等)」を提示いただき、会場責任者が申込者情報と照合することで、本人確認を行って。また、検定日当日に受験者の顔写真を撮影し、成績認定証に表示している。	A	受験はCBT受験のみであり、CBT受験の安定性、利便性等をさらに追及していく。
		35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受験者にわかり易くなっているか。	ホームページに「テスト体験コーナー」を設けており、あらかじめ体験できるようにしている。 また、受験者からの声を参考に画面表示の改訂やホームページでの事前案内を強化するなど常に改善を図っている。 (例)機密保持契約の同意画面について事前にホームページにて案内する等	A	
		36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。	安定して試験を実施できるよう、システムの冗長化、バックアップリカバリー等適切に対応できる体制をとっている。	A	
		37 該	○その他の特記事項等。		—	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。					
	① 測定内容・問題項目	38	《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	ビジネス場面で必要とされる日本語コミュニケーション能力を測定するため、聴解、聴読解、読解の3部構成で設計している。	A	問題作成ガイドラインに基づき問題が作成されており今後も同様に対応していく。
		39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられているか。	ビジネス日本語を7つの領域に分け、それぞれの力を全て測れるようにテスト問題全体を設計し、個々の問題を作成している。	A	
		40	○その他の特記事項等。		—	
	② 審査・採点	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。	問題は全て4択の選択問題であり、必ず正答が一つであるように作られている。また、スコア(点数)が示すレベルをホームページ等で公開している。	A	
		42 該	《主観的な評価における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評価の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評価について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。	非該当	—	
		43	○その他の特記事項等。		—	
	③ 試験結果に基づく	44	《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	テスト結果から得られるデータをテスト分析の専門家とともに検証し、その結果を継続的に反映している。	A	試験問題の質の維持・向上については継続して対応していく。
		45	○その他の特記事項等。		—	
	④ コンピューターを用いた検定試験	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。	非該当	—	
		47 該	○その他の特記事項等。		—	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
IV 継続的な学習支援・検定試験の活用促進	【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受験者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。				
	48	《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	■発行されている(スコアレポート、成績認定証) ※成績認定証は、受験者がマイページから印刷できる。 □発行していない	A	受験者のためにわかりやすく様々な情報を公開している。
	49	《受験者が獲得した知識・技能の明示》 ○受験者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	レベル別の能力をホームページで公開している。また、実際にどの程度の日本語運用能力をもっているかをレベルと結びつけた、受験者の自己評価による「CAN DO」レポートも公開している。さらに公益社団法人日本語教育学会への委託研究により、レベルごとのCAN DO STATEMENTの精緻化に関する研究成果をホームページに公開している。	A	
	50	《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	国内外の企業において採用や昇進の材料とされたり、大学・専門学校等において単位認定といった形で活用されている。	A	
	51	《受験者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受験者に対して、試験の可否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受験者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	外国人の入国審査における留学の資格認定資料として活用されている。また、国内外の企業において採用や昇進の材料とされたり、大学・専門学校等において単位認定といった形で活用されている。	A	
	52	《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか(ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く)。	ホームページに「テスト体験コーナー」を設けてあらかじめ体験できるようにしており、聴解・聴読解・読解各部門のサンプル問題も公開している。また、実際のテストの流れや出題の形式がイメージできる模擬テストを収録した教材を発行し公開している。 https://www.kanken.or.jp/bjt/cbt_demo/ https://www.kanken.or.jp/bjt/about/level_sample.html	A	
	53	《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	企業や教育機関での活用事例をヒアリングし、担当者の声としてホームページ等で公開している。 https://www.kanken.or.jp/bjt/voice/	A	
	54	○その他の特記事項等。		—	